

令和3年度第2回北海道ヒグマ保護管理検討会議事録

日 時：2021年10月19日（火）午前9時30分開会

場 所：札幌市環境プラザ 2階 環境研修室1・2

出席者：別添「出席者名簿」のとおり

議 題：1 「北海道ヒグマ管理計画（第2期）素案(案)」について
議 事

1. 議題1

○梶座長 おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。

まず初めに、議題1の北海道ヒグマ管理計画（第2期）素案（案）について、事務局から説明をお願いします。

○事務局から資料1～3（第1章及び第2章関係分）に基づき説明。

○事務局 第1章、第2章の修正は以上です。

次の第3章もありますが、ここで一旦区切って、皆様からご意見をいただこうと思いません。

○梶座長 今、事務局から前回の8月の会議を踏まえての修正案を説明いただきました。

今、振り返ってみて、そのほかの点でも気づいたことがありましたら、併せてご意見等をお願いします。

○松田構成員 14ページ目ですが、森林地帯で、「必要に応じて」を加筆した上で「確実な排除」を削除するということですが、「必要に応じて」があれば、別に「確実な」はあってもいいのではないかという気がいたします。いかがでしょうか。

○梶座長 今の松田構成員の話は、必要だからやるのだから、確実に捕らないと駄目だろうという言葉の対応ですね。必ずしもできないというのは結果論であって、そういうこともあるかもしれませんが、必要だからやったのだから、確実になくてもいいではなくて、確実を目指すというところのコメントかと思えます。

○事務局 ご指摘をありがとうございます。

確かに、必要であれば確実に排除すべきですから、松田構成員のおっしゃることが本来の趣旨として適切かと思えますので、修正したいと思います。

○梶座長 くどいですが、結果的に難しいという羅臼のような例があると思いますけれども、それを目指すという意味表示をしておいたほうがいいと思います。

○釣賀構成員 細かいことで申し訳ないのですがけれども、農業被害のところに、「また、道東地域では近年、ヒグマによる放牧中の家畜被害が相次いでいる」という表現があって、9ページの道東・宗谷地域のところにも、「また、道東地域では」とあります。確かに、道東地域の一部で、特定個体によるものと思われましても、被害が相次いでいるのは

事実ですし、今後もそういう被害が出てくる可能性は高まっているという意味で、この記述自体は構わないのですが、むしろ、道東地域に限らず、目立たないところで家畜被害も出ている可能性もありますから、ここでは、道東地域というよりも、一部地域というような書き方でもいいかと思います。

また、道東・宗谷のところは、道東・宗谷に関する記述なので、「道東地域では」という表現は必要ないと思います。

○事務局 ご指摘をありがとうございます。

確かに、このページにおいては、「道東地域では」は必要ないかもしれませんね。道東・宗谷という非常に広い範囲の中なので加えてみたのですけれども、書きぶりを少し工夫してみます。

また、全体的にも家畜被害の発生があり得るということでしたら、この部分だけではなくて、どこかほかに特徴的な最近の状況として加えるように工夫してみます。確かに、乳牛被害があったのはここですが、犬の被害もほかの地域であったりしますので、そこは工夫してみます。

○梶座長 文言の修正をよろしくお願いします。

ほかにかがでしょうか。

○早稲田構成員 14ページの段階判断とゾーニング、あわせて、資料1の後ろから4枚目に段階判断の表があるので、そちらのほうが分かりやすいかもしれません。

ゾーニングについて、ここでは三つに区分されていると思いますけれども、今、環境省で出されているマニュアル等で見ると、大きく四つに分けています。

考え方としましては、市街地等の中で、排除地域という名前で、ヒグマの侵入を絶対に認めないという場所を明らかに一つ、作っています。その上で、人の生活が優先する地域ということで、市街地、集落、農耕地というものを二つ目につくっています。

これは、今回、フローをつくったときにもあったと思いますけれども、基本的に市街地、人里には絶対入れてはいけない、確実に排除するという場所を明確にする意味で、そういう分け方にしたほうがいいのではないかということが一つです。

もう一つは、森林地帯の部分が一つになっていますけれども、環境省のマニュアルでもそこが二つに分かれていまして、人の活動する地域に近い部分の森林とそうではない森林に分けて、人里に近いところは、緩衝地帯と呼んでおりますが、対策を強化していくという考え方です。そして、奥についてはヒグマのコアの生息地ということで分けています。

そのことが、将来的には、同じ森林地帯でもヒグマの捕獲等も含めて対策を重視していく場所という位置づけにつなげていく意味で、今からゾーニングとして区分を明確にしておくことも必要かと思います。

○梶座長 重要なお提案だと思うのですが、第2期計画の書きぶりとして、今は表2のところでは話が出ています。また、ゾーニングという言葉がありますけれども、ゾーニングするに当たって、緩衝地帯を検討する必要があるということですね。

計画に書くというときに、例えばフローはもうできているということがありますので、具体的にどのように……。

○早稲田構成員 今の段階で表の横軸を区切れるのであれば四つに区切り直すということです。段階は変わらないと思いますので、今、三つに分かれているところを四つに分けられないかというのが一つのア案です。

ただ、今回の計画では難しいということであれば、ゾーニングについてのきちんとした見直しを検討していくということで対応するのかのどちらかです。

○佐藤構成員 関連して、今の議論は出沒した個体への対応の中でのゾーニングの話ですけれども、今、早稲田構成員が言われた緩衝地帯は、出沒対応に限らず、平時からの対応でも持っておいたほうが良いゾーニングの考え方だと思うのです。

今、この管理計画の中でその部分を大幅に入れるのは難しいかもしれませんが、第3章の中でこれから議論になるとされる各振興局でつくっていただく実施計画の中で、このゾーニングの考えに基づいた未然防除とか出沒個体の対応方法を書いていただくという方針を、実施計画の中ではゾーニングに基づいた管理を進めるというところを入れることができるといいと思います。

○梶座長 振興局でつくる実施計画に入れておくためには、本体の計画のどこかに目標を達成するための方策の中にキーワードとしてゾーニングという言葉を入れたほうが良いと思うのですが、どの辺りに入れておいたらいいでしょうか。

○佐藤構成員 第2章の3番ですね。新旧対照表の11ページの3に目標達成のための方策というところの1行目に、「本計画の目標を達成するため、次の2つの方策を柱とする」とありますが、提案としては、目標を達成するため、ゾーニングに基づき、人とクマとの共存を図るため、次の2つの方策を柱とする取組を実施するという形で入れられると、ゾーニング管理を行いますという意味表示がされるのではないかと思います。

○梶座長 そのように入れておいて、これは出沒対応もそうだし、将来的なすみ分けを考えていくという意味での基本的な考え方を示しておくということですね。先ほど早稲田構成員から出た問題個体の対応表に対する具体的なものについては、取りあえず、ここでは触れておかないということでもいいですか。

あるいは、これを基にして実行計画をつくるときに、緩衝地帯ということイメージしておいて、それは、地域によっては住居と森林の近さとか農地とかありますよね。そこでは、地域に応じて、緩衝地帯というものをどう使うかということを確認していくというイメージでよろしいですか。

○釣賀構成員 運用については、実施計画のほうで各地域に応じたという形でいいと思うのですが、今、佐藤構成員からご提案のあった11ページの3番の目標達成のための方策の冒頭にゾーニングの考え方を記載するというご提案でしたが、できればそこに、環境省のマニュアルに載っている四つの文言ですね。排除地域と緩衝地帯と防除地域とコア生息地という四つの文言をちゃんと位置づけて、それを使って管理を進めるという考え

方だけは示しておく、全体に統一感も出ますし、考え方も整理されると思うのです。

それに応じて、この後に、山野における防除対策とか市街地、人里への出没対策という項目が出てきますけれども、ここでも、そこで位置づけた言葉を使って説明すると、より分かりやすくなると思います。

○梶座長 これは環境省が定めたガイドラインで、全国共通のものですけれども、事務局としてはどうでしょうか。この計画に出ていないのは、これまでは緩衝地帯という考えがなかったので、そこをどうするかというのはこれまでいろいろと議論があったと思います。

○事務局 いろいろなお意見をありがとうございます。

今の案でも、15ページのオの市街地対応についてですが、この中では、今後の在り方として、市街地、市街地周辺、農耕地、森林などという形で地域区分をし、その中で対応を決めていくことが重要である旨、書かれておりますが、この考えをもっと明確に前のほうに示したほうがよろしいということでしょうか。

○梶座長 そうですね。市街地対応というのは入ってきたクマへの対応ですけれども、もうちょっと大きなスケールの中で、今後の共存の在り方を整理する上で、そういう区分をしておきましょうというご提案だと思います。

○佐藤構成員 今の管理計画の中では、ゾーニングという言葉はこの部分にしか出てこないのです。つまり、北海道としては、クマの市街地侵入などの緊急時にだけゾーニングに基づいた対応を決めておくということですが、そもそも市街地侵入を起ささないとか、農地にクマを近づけないという考え方がないと、未然防除の考えがないと、事が起きてからの対応だけを考えることになります。ですから、平時からの対策の部分にもゾーニング管理という考え方を明確にしてほしいということです。

そのためには、あらかじめ、振興局単位だと思いますけれども、緩衝地帯とはどこに当たるのかをはっきりさせて、そこでは何をするのかということを決めておくことが重要だろうと思います。

○梶座長 表現についてはすけれども、緩衝地帯というものが無いときに捕まった場合は、錯誤捕獲で処理していたのです。しかし、緩衝地帯をつくっておいて、そこで捕獲されたものは駆除するという整理をした経緯もあります。

それは、空間スケールなどの配置の問題で、地域によって事情が違うと思いますけれども、そういう考え方だけを本体の計画で示しておいて、具体的な線引きは実際の実施計画の中でやっていくとておくと。市民が散策するようなところから出てきたときにどうするかという例が本州では結構あったのです。それは国の生息地ではないとか、ゾーンなどの区分がないために対応の判断に迷うのです。それも、試行錯誤にならざるを得ないと思うのですけれども、考え方としてそういうものを入れておくというところかと思っています。

○松田構成員 基本的にはいいと思うのですけれども、現計画でも資料の12ページと19ページで緩衝帯という言葉が3か所使われています。ちょっと紛らわしくなると思います。

例えば、12ページに、農地周辺の刈り払いですが、要するに刈り払うところは緩衝帯であるということです。似たような発想ではあるのですが、スケールが違う概念が入っているので、言葉を使い分けたほうがいいのではないかと思います。むしろ、緩衝帯の表現を変えたほうがいいのかもかもしれません。

○梶座長 大きな考え方の整理をしなければいけないのですが、事務局サイドが引っかかっているところはありませんか。あるいは、我々構成員のほうに投げて、ここをこうしてくれという要望がありましたらお出してください。

佐藤構成員は環境省の検討会に加わっているわけですから、実際の計画の中でどのように表現するか、文言も含めて事務局と詰めていただくということもできるかと思います。

○事務局 非常に大事なご指摘かと思います。

ゾーニングの在り方は、確かに、市街地出沒だけではなくて、本来、全体的に森林も奥山とか里山の部分を含めて考えるべきかと思います。ですから、どの位置に入れるのがふさわしいか、事務局のほうでも考えさせてください。

また、フロー図についても、図の裏面の区分は環境省のものを参照したほうが良いという話もございましたけれども、一方で、有害性判断のフローに、特に市街地出沒の場合の対応方針を加えたこともあります。

今までの議論の中でここを加えたということもありますし、裏面の解説をどうするか、これは今までの考え方との整合性を精査したいと思いますので、もう少し考えさせていただきます。そして、こちらから提案させていただく形でよろしいでしょうか。

今必要な議論は、追記のご指摘等があればこの場でまたお願いします。

○梶座長 多分、第2期計画の中に、緩衝地帯を入れた新しいバージョンを作っ入れるということではないと思うのです。実行計画の中にそういうものを入れていって、改良するのは次の次の計画ぐらいで、または、これは対応表ですから途中でもいいわけです。迷うようなところを緩衝地帯と入れておいて、そういうものの中で対応を考えていくというオプションを加えるということかと思います。

○佐藤構成員 少しだけ補足ですが、11ページの冒頭の2番の数の調整に関する事項の第3段落に、今後、個体数調整の可能性や在り方などについての検討を開始すると追記されましたけれども、この辺りで、早稲田構成員が冒頭に言われたように、緩衝地帯をつくることによって個体数調整の可能性の検討がしやすくなるような側面もあると思いますので、この辺とうまくリンクさせてご検討いただければと思います。

○事務局 ありがとうございます。

○梶座長 これで、計画の実現性というか、考え方が整理されたと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○梶座長 それでは、次のパートのご説明をお願いします。

○事務局から資料1～3(第3章関係分)に基づき説明。

○事務局 第3章については、以上です。

○梶座長 ありがとうございます。

それでは、第3章につきまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

○佐藤構成員 今回の修正で、振興局の役割をきちんと記入いただきまして、ありがとうございます。これは非常に重要なことだと思っています。それから、振興局が地域における実施計画の策定を行うということも非常に重要で、これで地域との連携を取りながらの、緊急時だけではなくて平時からのクマ対策が進むものと思います。

そこで、これをさらに確実に実行できるように、幾つか追加のご検討をいただきたい点があります。

まず、20ページの3の(1)地域連絡協議会の中で、冒頭、「各振興局は」と追記があって、「ヒグマ対策等に関する打合せ会議を開催する」とあるのですけれども、この前辺りに、庁内関係部局、例えば、農業、林業、都市計画、観光、教育などとの連携の下という文言を入れられないかという提案です。

今、ヒグマ問題の大きな部分は農業被害と家畜被害が含まれていますし、ヒグマの主要な生息地は森林内で、人身事故の大半が森林で起きていますし、林業従事者の人身事故も起きているという現状がありますし、都市内部への侵入は、冒頭の鈴木課長からのご挨拶にもあったとおり、まちづくりや土地利用との関係もありますので、都市計画などの関係部局に入っていないと解決できない問題だろうと思います。また、登山客を含めて、観光客が人身事故に遭うことや、例えば知床などでは観光客による餌づけの問題とか、道民向けの普及啓発だけではなくて、道外または海外から来る方たちへの対応も考えていかなければいけないという意味で観光部局も関係すると思います。

そして、そもそも普及啓発に関しては、道内の教育構成員会など教育関係の部局との連携が欠かせません。そういう意味では、道庁外の関係機関との連携ももちろん大切だと思いますけれども、道庁内の関係部局との連携も部局横断的に行われないとヒグマ管理は進まないと思いますので、ぜひ具体的に関係部署の名前を記していただくことができないかというのがまず一つ目の提案です。

続きまして、第1段落目の最終行の青で追記いただいたところですが、「地域における実施計画の策定を行う」とあるのですけれども、できればもう一声お願いしたいと思います。実施計画の策定と実施を行うというのはどうでしょうか。計画だけできて、誰がやるのか分からないというのは避けたいと思います。

それから、同じような視点から、その下の(3)各主体に期待される役割と連携のア、北海道というところです。ここも、「道はコーディネーター役として関係機関との連携」とありますけれども、道庁内の関係部局・関係機関との連携という形にしていきたいです。

また、そこに関連して、上の(1)地域連絡協議会の中で振興局の役割を記載していただきましたので、ア、北海道の中でも振興局の役割について、各振興局は何を行うという

ような文言を追加していただけないかという提案です。

○梶座長 今、佐藤構成員から四つの指摘がありました。一つは、地域連絡協議会の中に、振興局は庁内関係部局、関連する部局名を括弧の中に入れてはどうかということです。二つ目は、実施計画の策定と実施ということで、実施の部分を入れてはどうか。三つ目は、各主体の中の道のコーディネーター役にも、振興局と対応する形で関係部局・関係機関という文言を入れるということです。四つ目は、北海道の中に振興局を並べて入れて、これは繰り返しになりますが、振興局は地域協議会をというように入れておくと全体の構造が見えるのではないかとのご提案だと思います。

事務局としてはいかがですか。

また、構成員の皆さんからも、さらに追加することがありましたらお願いします。

○事務局 重要なお指摘をありがとうございます。

庁内の関係部局でいろいろ協力し合うというのは当然のことですので、具体的にどこまでの部局名を決め打ちするか、急に入れられてもびっくりするところがあるかもしれませんので、その表現を考えて、より意図が伝わるように工夫したいと思います。

それから、振興局の役割について、実施計画だけでなく実施の部分もということですが、実施計画をつくって終わりでないことは当然なので、そこも表現を工夫したいと思います。

○梶座長 もう1点は、各主体の役割と連携のアの北海道のところ、本庁と振興局はという書きぶりにして構造を見えるようにということです。繰り返しになりますが、そこがあると全体が見えるのではないかとご提案だったと思います。

○事務局 了解しました。そこも関係性がはっきり分かるように整理いたします。

○梶座長 早稲田構成員から追加がありますか。

○早稲田構成員 後段の振興局と本庁の役割を明示するということとも関連するのですが、そもそも（1）が地域連絡協議会というところから始まっているのですが、素直に読んできたときに、私の感覚では、（1）に北海道の役割があって、ここで言う（3）のアに書かれている部分と地域連絡協議会ですね。本庁として実施するところと地域連絡協議会を中心に振興局がやるところが軸としてぼんと、まず北海道としてやるということももう少し強く書けないのかということです。それ以外の関係機関との役割と連携ということは、（3）のその続きに書いているところを別立てにしてもいいのかなと思います。

これは、一つの案としてご検討いただければと思います。

○事務局 構成についてですが、まずは地域連絡協議会を置いて、その中に北海道、振興局や各関係機関がどう入り込んで計画の実施体制をつくっていくかという構成になっております。ですから、地域連絡協議会はこのようなもので、その中で北海道の役割はこうだということを説明できれば、この構成がふさわしいと思っています。

先ほどから議論のある、それぞれの主体がどういう役割を果たすべきなのをもっと明

瞭にするという工夫の中で北海道の役割を書き込んでいく形でよろしいでしょうか。

○早稲田構成員 今の話であれば、了解しました。

○梶座長 要するに、実行部隊が主役というか、そこにハイライトを当てて、それを動かすのにどういう構造になっているかというご説明ですね。

○事務局 はい。

○梶座長 ほかにいかがでしょうか。

○釣賀構成員 後からも出てくるかもしれませんが、カのその他の関係との連携のところに、「警察や森林所有者等」と書かれています。ここで特出しするのにいろいろ調整が必要かと思いますが、近年、市街地出没等で警察の役割が非常に大きくなってきていると思います。今後、警察との連携が非常に重要になってくると思いますので、できれば一つ、農業関係団体等と同じ並びで挙げられるといいと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○梶座長 どこに警察を入れるということですか。

○釣賀構成員 その他にひっくるめられてしまっているのです。

○梶座長 要するに、特出しをするということですか。

○釣賀構成員 そうです。

○梶座長 これは結構重要なところですね。特に、警察官は職務執行法を使わざるを得ない場面が結構あるのですが、そこは全国的に見てもうまく使われていません。ただ、京都が事例として結構あるのです。それは、資料をいただくと、振興局が警察と連携して研修会などをやっていて、コミュニケーションが非常にいいのです。特に、丘珠の事故のときも警察官の職務執行法を使ったと思うのですが、前例は帯広でしたでしょうか、そこでも何時間かたってから使っています。これは、警察官が個々の判断でしなければならないというところで、躊躇してしまうところがあるということです。

今、釣賀構成員としては、警察は非常に密接に関係するから、その他に入れないでというご提案だと思いますが、いかがですか。

地域連絡協議会のメンバーに入っただくというのは……。

○事務局 既に入っています。

○梶座長 入っているんですね。

○事務局 ご指摘をありがとうございます。

確かに、警察との連携は大変重要で、特に去年、今年と警察官の職務執行法の検討が必要な事例が多くなって、その辺りで警察ともパイプが結構太くなっているところです。

ここで警察を特出しするかどうか、警察とも相談して、どのような書きぶりが可能か、検討させてください。

それとは別に、引き続き警察との連携がスムーズに行くように、本庁段階、また地域連携協議会と意思疎通を十分に図るよう努めてまいります。

○梶座長 今のご説明で、そういう状況が随分改善されたことが分かりました。

ほかにかがででしょうか。

○中西構成員 文言の修正ではないのですけれども、先ほど佐藤構成員から、地域連絡協議会において、実施計画の策定と実施というふうに具体的に記載してほしいというお話がありました。

前回の会議でモデル地域の選定の話が出たと思うのですけれども、モデル地域で道及び振興局がコーディネーター役となって、必要されることを検証しながら、成功例を集めた上でその他の地域に波及していくような手順がよいかと考えています。

そこで、それをゼロから始めると、何から始めていいのかなかなか分からないと思いますので、既にある北海道の管理計画の下部計画に当たる知床半島ヒグマ管理計画を運用している知床をモデル地域の一つにしてはどうかということをご提案します。

知床半島ヒグマ管理計画は、二つの振興局にまたがる3町から成る協議会で運営していますので、複数の振興局が関わる地域のモデルともなりますし、鳥獣保護区と隣接する地域のモデルにもなります。また、国立公園でのヒグマ問題が注目を集めがちですが、畑作農業や水産業も盛んに行われている地域でもありまして、他地域とも共通する1次産業におけるヒグマ対策のモデルにも該当すると考えております。

また、知床のほかにも、先ほど釧路管内での家畜被害の話が出ておりましたが、釧路振興局もモデル地域の候補にしてはどうかと考えております。その際は、問題個体の捕獲のみならず、今後の被害発生を防除する平時からの取組を進めることができると考えております。

ほかにも、札幌周辺地域も大都市におけるモデルとして候補にしてはどうかと考えております。今年発生した人身事故に関する検証を基に、都市部にヒグマが入り込まない対策や、入り込んでしまった際の危機管理体制について準備しておく必要があると考えております。

そのようなモデル地域を動かす上で、予算的な措置が必要になると思います。北海道で予算を検討することはもちろんですが、例えば知床であれば、関連する環境省などと連携して予算を検討していただきたいですし、今年改定された都道府県からも申請できるようになった鳥獣被害防止特措法を使うなども検討していただきたいと考えております。

また、細かい点ですが、21ページの下の方の知床半島ヒグマ管理計画の記載のパートで、「地域により策定される計画の一つとして位置づける」と修正していただいています。ここに道がコーディネーター役としてという文言を足していただければ、下部計画であるということが明確になると思います。

以上です。

○梶座長 今回の文言のところは重要な指摘で検討しなければいけないのですけれども、これを計画本体に書き込むのは難しいので、それを実行する上でキーワードとしてどういうものが必要かというところかと思えます。先ほどの振興局の実施計画の策定及び実施というのはそういうことも入っているということを理解しておくということでもいいのか、もう

少し書きぶりがあるのかということかと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤構成員 具体的にどう書き込んだらいいのかという案があるわけではないのですけれども、考え方としては、振興局による実施計画の策定と実施が今後進んでいく中で、幾つかのモデル地域で次の第2期計画の中で試行的な取組が始まって成果が上がってくる、それで第2期計画の終わりを迎えたときに、第3期計画からはこれを全道に展開していこうという流れが見えるようなことを目標にして、第2期計画中に実施するということですね。それがうまくできていればいいのだと思います。

○釣賀構成員 事務局のほうでご検討いただけると思うのですが、もし今の計画の中に中西構成員が言われる内容を書き込むとしたら、21ページの(4)体制構築に向けた取組のアの2段落目に、「また、地域の状況に応じた柔軟な現場対応を担う実働組織あり方や運営手法等について、引き続き検討を進める」という記述がありますが、少し踏み込んで、モデル地域における試行などを通じたという表現を加えるのが適切かと思いません。

○梶座長 まず、前段のモデル地域という言葉を入れるかどうかについて、どうでしょうか。

○事務局 モデル地域については、我々事務方の内部の話ではそういう展開も当然あり得ると考えていましたが、マスタープランにそこまで具体的に書き込むのは、ちょっと性格的に扱いづらいので、今後つくる実行計画や個別の事業のほうで対応していきたいと考えております。

○梶座長 道がやるときには、予算的な裏づけがどうかということをおまねを必ず問われるということですね。それは、クッションを置いて、実施というのはそういうことが入っていますということをおまねとこの検討会が共有するということでおまねのほうがいいでしょうか。

もう一つの知床半島ヒグマ管理計画ですが、もともと知床半島ヒグマ管理計画は環境省、北海道、森林管理局が策定することになっているのですね。ですから、その計画が北海道の全体計画と整合性を取れるような形でやっているということで、北海道がコーディネーターになって知床半島ヒグマ管理計画をつくっているわけではないのです。

そういう理解でいいですか。

○中西構成員 計画自体は地域で協議して進めている部分もあるのですが、北海道ヒグマ管理計画の下部計画で、今、唯一動かしているもので、本計画と連動する部分も多くありますので、その辺が分かるようにしていただきたいという意味です。

○梶座長 現状よりも、道のコーディネーターというか、本計画と地域計画の連携について道が主体に関わっているという書きぶりがいいのですね。要するに、北海道は親計画をつくっているのだからということですね。

いかがでしょうか。

○事務局 知床地域の計画のそもそもの経緯として、そもそも道のヒグマ管理計画の下部計画という位置づけがされていないということと、北海道はコーディネーター役という位

置づけが今までされていなかったもので、中西構成員が言われたような書きぶりは、北海道ヒグマ管理計画としては違和感があるかと思います。もちろん、地域計画であって、整合性を取らなければいけないのは当然ですけれども、両計画の今までの経過からすると、これ以上の踏み込みは難しいかと思います。

○松田構成員 当然、シカでも同じ問題が生じているわけで、北海道のエゾシカ計画にも知床の計画が書いていますが、確かに下部計画という表現は使っていません。両方で合わせられたらいいのではないかと思います。

○梶座長 知床世界遺産の計画では、ヒグマの場合は初めから隣接地域を入れているのです。というのは、クマの行動圏は非常に広いため、隣接地域、世界遺産の地域と北海道の計画は整合性を取らなければいけないということがあります。ですから、役割分担ですね。その辺りが明確になっていけばいいのだと思います。

○事務局 それでは、表現の仕方については検討させてください。松田構成員のご指摘のとおり、エゾシカのほうとの整合性を検討したいと思います。

○梶座長 エゾシカの場合、役割分担で、環境省、林野庁、北海道、市町村も入れて、どこが何をやるということを明確にしておりますので、それに倣えばいいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○佐藤構成員 21ページの(4)体制構築に向けた取組のウ、狩猟者の確保です。その前の各主体に期待される役割と連携というところでも狩猟者が出てきます。これまで、捕獲技術者育成のための捕獲が行われてきたり、ウに書いてあるように、奨励事業があったり、普及啓発が行われたりしてきたのですが、現状としては、家畜被害が連続して発生した場合の当該個体の捕獲がなかなか進まないとか、現地域で起きているクマ問題に対して捕獲が困難という状況が徐々に顕著になってきているという背景があると思います。

その中で、今回、この部分に関して修正があまり行われていないので、これまで5年間やってきたことをほぼ続けるとは思いますが、それで次の5年間が大丈夫なのかというところが少し心配です。

今、道として、例えば各振興局、各市町村の方で、当該市町村でヒグマの緊急捕獲が必要になった際に、捕獲に従事できる狩猟者なり技術者なりが何名いるのかということは、一度、はっきりさせる必要があるのではないかと思います。それは年齢も込みですね。今、クマ問題が起きたときにすぐに対応できる状況にあるのか、体制がない市町村がどれくらいあるのか、5年後はどうなるのかという辺りをはっきりさせた上で戦略を練らなければいけないと思います。

今、ほとんどを猟友会の会員にお願いしていると思いますので、北海道猟友会などとも相談の上で、捕獲技術者育成という問題をどれくらい真剣に考えなければいけないのか、そして、本当に育成することは可能なのか。もし猟友会だけでは不十分な場合があるのなら、民間を含めた捕獲技術者がいる組織との連携も考えていかなければならないだろうと思います。

それを、次の5年というか、すぐできることだと思いますけれども、まずは把握されて、何をしなければいけないのか、明らかにしていただければと思います。すぐにでもできるのであれば、次に反映できると思います。

もう1点は、21ページの4番、錯誤捕獲の防止というところです。

こちら、クマ以外のものがクマのわなで取れる場合や、エゾシカのくくりわななどにヒグマが捕獲される場合が書かれております。今年も既にエゾシカ用のくくりわなに捕まったクマによると思われる人身事故が発生しておりますので、設置者に指導することはもちろん重要ですが、周辺への注意喚起とか、見回りの徹底とか、そもそもエゾシカのくくりわなを設置する方にクマが捕獲されるかもしれないということをしっかり意識してもらうことが必要だろうと思いますし、その市町村の担当者にもそういう意識を持った上で対応いただくことが大事だと思います。その辺りは、何か強い対応が必要ではないかと思います。

あと一つは、エゾシカ対策の部局との連携だと思います。エゾシカの個体数低下のためにくくりわなを利用するというケースは避けられないと思いますけれども、エゾシカのくくりわな設置者に対する指導を、毎年、この計画の中でとか、振興局から市町村を経由してきちんと指導していくということが必要ですし、その辺りが書き込まれると、なおよいかと思います。

○梶座長 どうもありがとうございました。

最初は、捕獲の実施体制の問題ですね。これまで、実行可能性といいますか、資料か何かはありますか。

○事務局 実は、内輪では途中まで手がけていたものがありまして、特に今年のような捕獲困難個体や対応、判断が非常に難しいような場合が最近続いておりますので、地域にどんな人材がいるのか、あるいは近隣市町村で応援し合うことが可能なのか、こういう調査を加速させようと考えておりますので、計画に書き込むのとは別に我々のほうで取り組んでまいります。

それから、くくりわなについての指摘ですが、ご指摘のとおり、今後、大きな課題になり得るし、より注意喚起や意識の徹底を図っていかなければならないので、これも計画に書き込むものとは別に、すぐに対応していく考えです。

○梶座長 前段の捕獲の実施体制といいますか、伝え聞くところによると、幾つかの市町村で捕獲の担い手がもういないとなると、近隣か、まだ余力があるところから派遣していただくということもあると思います。今ある既存の枠組みの中で、予算的なことも含めて、実行可能なものはありますか。または、法的に担保されていないとしたら、そういうことを可能にできるような仕組みをつくる必要があると思うのです。その辺りは何かめどはありますか。

○事務局 今、具体的に話すだけの熟度が我々にもないですが、今、議論になったところは重い課題ですし、早急に取り組まなければならないので、例えば北海道で捕獲可能な人

を確保して市町村にあっせんするということも考えられると思います。具体的にどのようなことができるか、検討してまいります。

それとは別に、春の捕獲などを通じて人材育成を図っているところですから、そういうものの工夫とか、地域での実行体制の強化のためにそれぞれ地域で行っている市町村や振興局職員を対象とした研修会ですね。この集まりの皆様の中にもお手伝いいただいている方は何人かいらっしゃいますけれども、こういうことも通じて、人材の確保と底上げは今後とも図っていく考えです。

○梶座長 ほかにいかがでしょうか。

○早稲田構成員 ただいまの佐藤構成員のご指摘の延長で、錯誤捕獲の問題は、私は昨日の会議でも指摘させてもらったのですが、これからきちんと整理していくことが本当に大事だと思うのですけれども、その中でもう一つ踏み込んでいくと、今の流れでいきますと、誤ってヒグマが捕獲された場合は、放獣を検討した上で適切に対応するというところで、実際のところは銃器での捕獲しか手段がなくなると思います。ただ、そのときに、銃器を使っていい場所なのかどうかという問題も出てきますので、今度は警察も含めた対応ですね。実は、警察官の職務執行法であっても、わなで捕獲された個体には使えないはずですので、そこも本当は整理しなければいけないというかなり重い課題になると思います。そこは、警察とのきちんとした調整が要るということをご指摘しておきます。大変な問題だと思うのですが、そこを避けておくと、結局、現場がどうしていいかというところで絶対に詰まってしまうので、ぜひそこは調整をお願いいたします。

それから、22ページの5番の狩猟資源の有効活用というところでは、

ここの書きぶりについて、前段から文言整理となっていますけれども、少しトーンダウンしていると思います。これは、推測するに、クマの場合は保護団体などの力が強いので、その影響かもしれないけれども、あえて狩猟としているところですね。今、エゾシカについては、捕獲した個体についても有効活用を図っていると思います。

ヒグマについても、今後、捕獲手法、捕獲方法が広がっていくことを想定したときには、その部分も有効活用していくという流れをもう少し積極的に打ち出してもいいと感じました。

○梶座長 確かに、許可捕獲と狩猟は別の枠組みですけれども、どうでしょうか。

○事務局 捕獲されたものの利用に関しては、狩猟と許可捕獲を分ける必要がないと思っています。この書きぶりは、狩猟対象としての価値という流れでこのような整理をしておりますけれども、そうかといって、許可捕獲されたものの資源利用を制限するものではないということは前提としてありますので、そこはご了承いただきたいと思います。

文言整理については、圧力云々というより、この検討が今まで進んでいなかったもので、そういう現状を踏まえて文言整理をさせていただいたところでは、

○早稲田構成員 誤解のないように申し上げますが、私が言いたかったのは、狩猟だけでなく許可捕獲での個体についても本来であればしっかり有効活用していくということを考

えるべきだというスタンスを道にうたっていただいたほうがいいということです。というのは、市町村の現場で捕獲個体をどうしているのだということで外部からいろいろ追及があったり、そういうことで困っている市町村もあると聞いておりますので、資源活用することは決して間違ったことではないということをやっていくことが大事かと思えます。

○梶座長 その次の（２）捕獲個体及び部位の活用ところとの整合性ですね。ヒグマは絶滅のおそれがあり、野生動物の種の保存法で国際希少野生動物に指定されていて、それに基づいて譲渡が規制されているということですが、これは全てのパーツということではないですね。

○事務局 タグをつけて譲渡を規制するのは、全てのパーツではなくて、剥製や皮として利用する場合です。例えば、爪をアクセサリーにする、歯をアクセサリーにする、内臓を利用するというのはこの限りではありません。

早稲田構成員が指摘された懸念については、そのような心配が実際にあるようでしたら、ここら辺は書きぶりを工夫して、許可捕獲個体の扱いについて、誤解なきように考えてみたいと思います。

○梶座長 そうですね。実際の狩猟資源としては、それをするのはいいのですけれども、実際の割合は物すごく少ないのですよね。捕られているほとんどが許可捕獲です。

○間野オブザーバー クマの部位の活用、流通の問題は、例えば、国際希少種としてCITES（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約））での規制がかかっているわけですが、CITES逃れのような不正な取引を防止するという観点からも、流通を明確化して、確実に有効活用するというルートをつくるのが最大の説明責任を果たすことにつながるという理解です。

このことについては、道のほうに考え方を示した論文を何回か提案しているのですが、かつ、その検討を早急に進めることが、今後、多数の個体が捕獲されるであろうクマのパートがどのように行っているかについて目をつぶり続けることが、さらに問題を深刻化させるということを懸念しています。

私はむしろ、次の管理計画の中で、この流通管理の問題について、全部は解決できないかもしれないですが、解決に向けた方向性を環境省などとも連携しながら整理していくという姿勢が必ず必要になると思います。むしろ、ここで文言整理をしてトーンダウンさせるということは、負の効果はあっても、正の効果にはならないだろうと私は思います。

○松田構成員 間野オブザーバーの意見に非常に説得力を感じました。

5の（２）は狩猟だけではないので、5の最初の見出しは、捕獲資源と書くとか、最低でも狩猟資源等と書くべきです。そうでなければ整合性が取れないと思います。

もう一つは、細かいところですが、（２）の２行目で「国内での譲渡し」となっていて、「し」が浮いています。

○梶座長 貴重なご意見をありがとうございます。

事務局で、文言整理と考え方の整理をお願いします。

今は、害獣のところがすごく強調されてしまっていて、なおかつ、早稲田構成員からありましたが、現場での混乱もあるので、そのことも含めて貴重な資源なのだということです。今は非常に大きな問題が生じているけれども、共存がベースに入っていて、それは持続的に活用しながらということも重要かと思います。

ここで、10分ほど休憩を取りたいと思います。

[休 憩]

2. 議題2 (その他)

○梶座長 時間になりましたので、再開させていただきます。

引き続きまして、議題2のその他に移らせていただきます。

事務局から何かありましたら説明をお願いします。

○事務局 今年度、札幌市内でクマの出没がありまして、その中で4名の方が負傷されたという事故が起こっております。この件に関して、道総研に調査をしてもらいましたので、ヒアリングの結果等について、釣賀構成員からご説明いただければと思います。

○釣賀構成員 発生しました4件の人身事故について、聞き取り調査、あるいは現地調査ができましたので、簡単にご報告させていただきます。

4件の事故があったうち、最初の2件は、札幌市の一番南側に入り込んだ時点で発生した事故ですけれども、1人目の方、2人目の方、それぞれクマと向き合うというか、クマが進行方向に向かって真っすぐ走ってきているところにたまたま居合わせた形で発生していて、襲われたというよりも、上を乗っかって走り去っていったときに、背中に爪が入ってけがをされたということです。クマのほうから積極的に襲ってきたというよりも、むしろ乗り越えたときにけがをしてしまった事例になります。

3件目は、全国的に報道等で繰り返し映像が流れた事例に該当します。どういう事故だったかというのは、皆さんはその映像をご覧になっていると思うので、ご存じだと思うのですが、クマが西からやってきて、北に直角に曲がった途端に歩いている人がいて、多分、クマは北に向かいたかったのだと思うのです。ずっと南から北に向かう形で事故が起こっているのですが、3件目の事故についても、熊が西から出てきていますけれども、最終的には北に向かいたいというところに歩行者の方がいらっしゃって、後ろから襲う形になっています。

曲がってくる直前にどういうことがあったかについては、情報が無いので、分かりません。クマとしてはかなりの興奮状態にあったことは間違いないと思うのですが、その過程で襲っています。

実は、今回の聞き取りで分かったのは、クマは一旦離れるのですが、西のほうに曲がっ

て、その後、また北に向かおうとしたのだと思うのですけれども、戻ってきて2回襲うということをしています。これについては、逃走したいクマがなぜ戻ってきたかというのは非常に疑問が残る点であるのですけれども、曲がっていた西側はちょうど地下鉄の駅がある方向で、その時間から通勤の利用客の方が抜け道として頻繁に利用されているルートだったことが分かっています。ですから、これはあくまでも想像ですけれども、クマが向かった方向に複数の方がいらっしやった可能性があります。人がいたために戻ってきた可能性も考えられますが、何回か戻ってきて襲った理由は、今のところははっきり分からない状況です。

最後に、丘珠の自衛隊の駐屯地の門のところで、自衛官の方がけがをされています。北に向かったクマが自衛隊のフェンスに1回突き当たる形になってしまって、そのままフェンスに沿ってずっと西のほうにクマが移動していくのですけれども、自衛隊の入り口の門扉のところでフェンスが低い形になっています。門扉のほうが、背が低いので、向こうが見通せる状態であるということと、門扉が半分閉まった状態で自衛官の方が待機していたのが、クマが走ってくるのが見えたところで反対側の門扉も閉めたのですが、勢いで門扉が跳ね返って少し開いてしまったところにクマが突進したという形です。要するに、クマは北に開いているところに真っすぐ向かいたかったと思うのですけれども、そこにちょうど自衛官の方がいらして、一旦、自衛官の方を襲う形になって、その時点ではすぐにクマは北のほうに逃走しております。

全体としては、クマが逃走したい方向にいた障害を排除するような形で襲って逃げているという事故であったと考えています。

以上です。

○梶座長 ありがとうございます。

全国的に放送されて、佐藤構成員が「クローズアップ現代+」に出られて、道内でも同じ構成でどこから来たのかという説明をされていました。中に入った時点の詳細なことは釣賀構成員のご説明のとおりです。

佐藤構成員にも伺いたいのですが、もう入ってしまったら何が起こるか分からないという説明だったと思うのですけれども、これからもそういうことが起こり得るリスクがあると思います。ですから、事前に情報を共有することで対策が取れるのか、また、何が課題として残されたのかということについてお話しいただければと思います。

○佐藤構成員 あの個体について、駆除後の試料分析なども含めて分かってきたことが幾つかありますので、お話しします。

まず、年齢査定の結果は道総研さんのほうで出ていますね。

○釣賀構成員 年齢査定の結果が最近出まして、満4歳であったことが判明しています。

○佐藤構成員 満4歳のオスということです。

恐らく、石狩川を渡って対岸に入った後、茨戸川緑地の周辺でずっと痕跡が見つかったのですけれども、その中から魚の骨があったり、駆除時に胃内容物の中からも魚のウ

ロコが出たりしていますので、フナの可能性が強いかと思います。

安定同位体分析の結果、直近の期間、肝臓と被毛で窒素同位体の値がすごく高くなって、川魚を食べていただろうということが結果として示されています。そう考えると、2週間から20日ぐらい、茨戸川緑地の辺りに滞在して、植物と同時に川魚をかなり食べていたようなことが分かってきました。その後の足取りについて、なぜ南に向かう伏古川の水路に入ったかというきっかけまでは分からないですけれども、そういうことが分かっています。

その辺りを考えると、テレビの番組の中でもありましたけれども、緑化とか自然再生をして生物多様性保全のためにつくってきた緑地が、入ってきたクマにとっては、少なくとも2週間から20日ぐらい暮らしていき、しかも人目にほとんどつかないでいられるというような場所になってきているということだと思います。

札幌市内をいろいろ広く見渡すと、緑地が回復したり、河畔林が回復したり、そこには魚がいたり、海からサケ、サクラマスなどが上がってきたりという豊かな自然環境が取り戻されてきているところがたくさん出てきていて、そういう場所がクマの出没地点と重なっていくということが今起きてきていますので、このまま何もしないと、同じような状況は繰り返し発生するということだと思います。

必要な対策としては、そういうルートを何とか遮断して侵入を防止するという平時からの対策と、万が一、侵入があった場合には、いち早く察知してそれに対応する体制を、人の体制とか関係機関の連絡調整を含めて取っていくことになろうかと思います。

○釣賀構成員 補足ですけれども、今回の聞き取り通じて浮かび上がってきたこととしては、全ての被害者の方が、クマが近くまで来ていることをほとんど分かっていなかった状態にあります。もちろん、札幌市内にクマが入ってきたという情報は皆さん持っているのですが、自分の家の近くまで来ているという情報が欠けていたということです。パトカーも近くを巡回していて、クマが出ていますから注意してくださいというアナウンスはされているのですが、自分の近くにいることは把握されていなかったということです。ですから、その辺の情報の周知の仕方や、それぞれの市民が、クマが出たときにどのような行動を取ったらいいかというところは、クマがいるかもしれないから常に注意しなさいとは言えない地域ですから、万が一、そういうことが起こったときにはどのような行動をすべきかということをおぼろげから徹底しておくことは非常に重要かと思います。今回の事故は、通勤の方もわらわらいるような状況で発生しているのですけれども、そういう状況ではなかったら防げた事故は何件もあると思いますので、その辺は重要かと思います。

○梶座長 本件について、ご質問等がありますか。

先ほどの中西構成員から、知床隣接地域のモデル地区のお話と、その他の地域が幾つか挙げられまして、モデル地域をどうするかという具体的な話はまだないのですけれども、第2期計画が走っている間に、実施の部分の試行ということで、札幌市も含めて幾つか候補を挙げておいてやってみる必要があるかと思いますが、そのようなことでよろしいですか。

○事務局 モデル地区のことについては、いろいろなパターンが考えられますので、今後、皆様にもご相談することもあるかと思いますが、いろいろな視点から検討していきたいと思っております。

○梶座長 当初、道南に1か所というのがあったのですが、今出ている案では、道南、道東（釧路）、札幌ですね。まだあると思うので、できる、できないは別として、特徴があるところを幾つか選んでおいて、候補のリストを作るということを進めさせていただきたいと思っております。

ほかに、その他のところで何かありませんか。

○佐藤構成員 もう一度、管理計画全体にも戻りますけれども、振興局の役割が明確化されて、ゾーニング管理の考えに基づく実施計画の作成と実施が進む中で、幾つか先行したモデル地域を設定して行っていくという方針で、今後、具体的に進むことを期待したいと思っております。

その中で、振興局の役割が増してきていますから、鳥獣管理に関する専門知識を持った職員の配置ということが、今後、必要になってくると思います。ご存じのとおり、鳥獣保護管理法の改定時の附帯決議などにも記載されていますし、その後の日本学術会議での検討でも専門人材の配置ということが言われています。今、道庁内でも専門人材が配置されているという回答になっていると思いますけれども、今配置されている職員の方々の継続的な研修等によるスキルアップがまずは重要だと思いますし、少し中長期的な視点では、鳥獣専門職の採用を見据えていただいて、そういう職員が各振興局を回りながらスキルアップして、もちろんヒグマだけに限らず、エゾシカ、アライグマに関わる鳥獣管理業務を担っていくという体制を目指していただきたいと思います。

○梶座長 ありがとうございます。

後段のところですが、実は、学術会議での審議の後に、環境省の自然環境局長から学術会議会長宛ての審議依頼の回答の中で、高等教育における人材育成ということをしていましたのですが、その学術会議の審議会等が終わった後に、農水省、環境省からの提案によりまして、そこを事務局にして、大学教育におけるコアカリキュラムですね。野生動物管理、教育のコアカリキュラムの策定ということを2年計画でやっていて、今、大体形になっています。それをどう実行していくかというのは次年度からですが、そういう中で、社会人の学び直しという制度も国を挙げて作ろうと、一部省庁ですけれども、大学の研究者と協力してやっています。それが実現しましたら、今、佐藤構成員が言われたような形に貢献できるかと思っております。

ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○梶座長 なければ、私からの提案ですけれども、第2期の計画は、現行のこれまでの計画で、要するに30年前の地域個体群の絶滅から何とか回復させて共存へ向かったという大きな転換期で30年経過しました。そこで、今、我々は具体的な問題に直面しています

が、当初の地域個体群を回復させるという目標はある程度達成できたと思うのです。次のフェーズは、では、どのように保全と管理のバランスを取っていくかというところで、個体数管理の問題に踏み込まざるを得ないと思います。ゾーニングも含めて、捕ればいいというものではないので、生息地の管理も含めてやっていくのですけれども、第2期計画の中に具体的な実施方法を検討するためのワーキングを管理検討会の下部に設置させていただきたいという提案ですけれども、いかがでしょうか。

これには、研究者ばかりではなくて、地域の人たちですね。狩猟者も含めて、今日の会議で出たいろいろな課題に関わるステークホルダーの人に入ってもらい、そこで地域計画をつくっていく上での課題を整理して、地域計画は地域でつくっていくということになると思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○梶座長 どうもありがとうございます。

最後に、全体を通じて、前段の計画も含めて、何か付け加えることはありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○梶座長 なければ、以上で議事は終了したいと思います。

進行を事務局にお戻しします。

○事務局 梶座長、ありがとうございました。

構成員の皆様方も、長時間にわたるご議論を大変ありがとうございました。

本日ご説明いたしました案を基に、昨日開催しました北海道環境審議会等の議論も踏まえて素案等を決定いたしまして、今のところの予定では12月中にパブリックコメントの実施を予定してございます。

計画改定に向けたスケジュールにつきましては、資料4をお配りしているのですが、来年3月の決定を目指して、引き続き皆様方にご協力いただきたいと思いますと考えてございます。

3. 閉 会

○事務局 それでは、以上をもちまして、令和3年度第2回北海道ヒグマ保護管理検討会を閉会いたします。

本日は、大変ありがとうございました。